

改正産業活力再生特別措置法

逐条解説

- 中小企業承継事業再生計画 -

平成 21 年 11 月

中小企業庁

経営支援課

平成 21 年 6 月 22 日
改正 平成 21 年 11 月 5 日

本資料は、平成 21 年 6 月 22 日（月）に施行された産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法において創設された中小企業承継事業再生計画等に関する逐条解説です。

第 1 章 総則

（定義）

第二条

- 21 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者をいう。
- 22 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。
- 23 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。

要旨

第 3 章第 2 節「中小企業承継事業再生の円滑化」等において用いられる「特定中小企業者」、「承継事業者」、「中小企業承継事業再生」の用語を定義しているものです。

解説

（1）「特定中小企業者」の定義（第 21 項関係）

過大な債務を負っていることその他の財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者を「特定中小企業者」と規定します。財務の状況の悪化は、次の 又は の式を満たすものをいいます。ただし、業種特性や固有の事情等を勘案し、柔軟性を確保することとしています。

ネット有利子負債（注1）÷キャッシュフロー（注2） > 20

キャッシュフロー < 0

（注1）ネット有利子負債は以下の計算式で求められます。

ネット有利子負債 = 有利子負債合計額 - 現預金 - 信用度の高い有価証券等の評価額 - 運転資金の額

（注2）キャッシュフローは以下の計算式で求められます。

キャッシュフロー = 留保利益 + 減価償却費 + 前事業年度からの引当金の増減額

（2）「中小企業承継事業再生」の定義（第22項関係）

「第二会社方式による事業再生」は、一般的に（ア）旧会社が行う承継による負債等からの切り離し、（イ）第二会社が行う承継後の収支改善等の事業強化、の2つのフェーズに分けられますが、これらの取組を旧会社と第二会社が行うことにより、現状を放置した場合に失われる事業の再生を図る活動を「中小企業承継事業再生」と規定します。

（3）「承継事業者」の定義（第23項関係）

特定中小企業者から事業の全部又は一部を承継する事業者を「承継事業者」と規定します。中小企業承継事業再生は、特定中小企業者と承継事業者がともに取り組む活動であるため、両者によって計画を申請することとなります。なお、事業の承継の方法については、基本指針第3条第2項第9号口で規定しています。

（基本指針）

第三条 経済産業大臣は、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

九 中小企業承継事業再生に関する次に掲げる事項

イ 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

ロ 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、中小企業承継事業再生に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を

変更するものとする。

- 4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

要旨

本条は、経済産業大臣が定める我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針について、規定したものです。

解説

(1) 事業の強化に関する目標の設定に関する事項（第2項第9号イ関係）

中小企業承継事業再生の対象となる事業の強化に関して、経常収支の黒字化、有利子負債キャッシュフロー比率の圧縮、経常収支の改善に関する目標設定の水準を規定しています。具体的には、以下の及びをともに満たすものをいいます。ただし、業種特性や固有の事情等を勘案し、柔軟性を確保することとしています。

$$\text{ネット有利子負債（注1）} \div \text{キャッシュフロー（注2）} \quad 100$$

$$\text{経常収入（注3）} \div \text{経常支出（注4）} \times 100 \quad 100$$

(注1) ネット有利子負債は以下の計算式で求められます。

$$\text{ネット有利子負債} = \text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}$$

(注2) キャッシュフローは以下の計算式で求められます。

$$\text{キャッシュフロー} = \text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額}$$

(注3) 経常収入は以下の計算式で求められます。

$$\text{経常収入} = \text{売上高} + \text{営業外収益} - \text{受取手形（割引手形を含む。）増加} - \text{売掛金増加} + \text{前受金増加} + \text{前受収益増加} - \text{未収入金増加} - \text{未収収益増加}$$

(注4) 経常支出は以下の計算式で求められます。

$$\text{経常支出} = \text{売上原価} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費} + \text{営業外費用} + \text{棚卸資産増加} - \text{支払手形増加} - \text{買掛金増加} - \text{減価償却費} + \text{前渡金増加} + \text{前払費用増加} - \text{貸倒引当金増加} - \text{未払金増}$$

加 - 未払費用増加 - 引当金増加

(2) 実施方法に関する事項(第2項第9号口関係)

中小企業承継事業再生のうち政策支援の対象となる実施方法を規定します。具体的には、以下の「及び」をともに満たすものをいいます。また、計画実施期間は、一般的な再生計画の事例も踏まえ、原則として5年間と設定しております。

特定中小企業者から、他の事業者若しくは新たに設立される事業者を承継事業者として、事業譲渡若しくは吸収分割により承継させる方法、又は新設分割により設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を承継させる方法

の承継の際、特定中小企業者に残された過剰債務等について、当該特定中小企業者を特別清算手続又は破産手続により将来的に清算する等により、適切に整理する方法

(3) その他の重要事項(第2項第9号ハ関係)

中小企業承継事業再生については、当該中小企業承継事業再生を実施する地域における、同種の事業を営む事業者との適正な競争関係に及ぼす影響に留意することを規定します。

第3章 中小企業の活力の再生

第1節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化

(第31条 第39条)

(経営資源活用新事業計画の認定)

第三十一条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする経営資源活用新事業に関する計画(以下「経営資源活用新事業計画」という。)を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

2 経営資源活用新事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営資源活用新事業の目標

二 経営資源活用新事業の内容

三 経営資源活用新事業の実施時期

四 経営資源活用新事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その経営資源活用新事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その経営資源活用新事業計画に係る経営資源活用新事業が、当該中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと。

二 その経営資源活用新事業計画が当該経営資源活用新事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

要旨

本条は、中小企業者が経営資源活用新事業を行い、新たな事業の開拓をしようとする場合には、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けることとし、その認定の手續、要件等について、規定したものです。

解説

1 第1項関係

経営資源活用新事業計画の作成主体について規定しています。現在事業を行っている中小企業者は、単独あるいは協同で経営資源の有効な活用により新事業の開拓を行う場合、その事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。

また、計画認定の期限を平成28年3月31日までとしているのは、平成21年法律29号による改正附則14条に平成28年3月31日までの間におけ

る見直し規定があるためです。

なお、「創業者」については、創業前には事業のために活用されていなかった経営資源を、創業に伴って新たに事業化のために有効に活用する者（未活用の経営資源を活用し事業化を行う者）であることが外形的に明らかであるため、これらの者に対し、経営資源を活用しているかどうかにつき別途認定を必要とすることは適当でないとの判断から、本項から除外しています。

2 第2項関係

計画の記載事項について規定しています。計画に記載すべき事項は、本項各号に掲げるとおりです。これらは、当該経営資源活用新事業が全体として、本法の政策目的に合致した内容を具備し、その確実な遂行と本法のねらいに合致した結果が期待されるか否かについて判断するために、必要十分と考えられるものです。

3 第3項関係

経営資源活用新事業計画の認定要件について規定しています。都道府県知事が、中小企業者が提出する「経営資源活用新事業計画」について同項の要件に適合するか否かの認定を行うことにより、当該中小企業者が「経営資源活用新事業」を実施する能力があることを確認するものです。

具体的には、申請された経営資源活用新事業計画が、次の2つの要件をいずれも満たす場合には、都道府県知事は認定しなければなりません。

中小企業者の技術力、経営力等が有効に活用されるものであり、かつ、公序良俗に反する新事業を開拓することなど政策的に助成が必要でないこと（1号）

経営資源活用新事業計画の具体的内容やこれに必要な資金の額が、当該計画の内容および実施時期を勘案して適切かつ無理のないものと認められること（2号）

(経営資源活用新事業計画の変更等)

第三十二条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る経営資源活用新事業計画を変更しようとするときは、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る経営資源活用新事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源活用新事業計画」という。)に従って経営資源活用新事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

趣旨

本条は、経営資源活用新事業計画の変更をする中小企業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならないこと、およびその際の認定基準ならびに認定を受けた経営資源活用新事業計画に従った経営資源活用新事業が実際に行われていない場合などに、都道府県知事は、認定を取り消しうることについて、規定したものです。

解説

1 第1項・第3項関係

本条1項は、31条1項の認定を受けた中小企業者が、当該認定計画を変更しようとするときには、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならないことについて、規定しています。

認定計画の実施については、計画が円滑に行われるように積極的に指導等に努めるものとしますが、経済事情の変動等により、その計画の実施時期、資金計画等を変更しなければならないケースが生じる場合もあるものと想定されます。このため、その場合のしるしを法律に明記する必要があると考えたものです。

また、経営資源活用新事業計画の認定基準に照らし、同一年度内における実施時期の変更や、資金総額の若干の変更等の当該計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなされません。

なお、経営資源活用新事業計画の変更の際の認定基準は、32条3項により、31条3項の規定が準用されます。

2 第2項関係

都道府県知事は、31条1項の認定計画に従って経営資源活用新事業を実施する者が、当該認定計画(同条1項の規定による変更の認定があったときには、

その変更後の計画)に従って経営資源活用新事業を行っていないと認められるときには、その認定を取り消すことができることについて、規定しています。

都道府県知事は、経営資源活用新事業計画の実施に遅滞があると認められる場合には、計画に沿って事業を行えるように指導等をするほか、必要に応じ認定計画の変更を指導等するものとしています。しかし、当該計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該認定計画を実施する見込みがなく、その結果、法令および認定基準に該当しなくなると認められる場合には、当該計画の認定を存続させる合理性がないため、都道府県知事は、認定を取り消すことができます。

認定計画の認定の取消しを受けた者に対しては、認定者に対して講じられる各種の支援措置は停止されることとなります。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)の保険関係であって、創業関連保証(同項に規定する債務の保証であって、创业者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。)を受けた创业者である中小業者(第二条第十八項第一号及び第三号に掲げる创业者を含む。以下同じ。)に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小業者」とあるのは「中小業者(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十八項第一号及び第三号に掲げる创业者を含む。)」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第三十三条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円(当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千万円及び八千万円(創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第十八項第一号及び第三号に掲げる创业者であって、創業関連保証を受けたものについては、当該创业者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であって、創業関連保証に係るもののうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する创业者である中小業者に係るもの

についての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第十八項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

ロ 第二条第十八項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日に行ったこと。

4 創業関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であって政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

5 無担保保険の保険関係であって、創業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

趣旨

本条は、創業者である中小企業者の創業資金について、中小企業信用保険に係るてん補率の引上げ、保険料率の引下げを内容とする特例について、規定したものです。

創業者である中小企業者については、資金調達に際し担保や保証人を提供することが困難な場合が多く、事業実施のための資金調達に支障を来すことが考えられます。このため、中小企業信用保険法の特例措置を講じ、信用保証協会の保証を促進し、中小企業の資金調達の円滑化を図ることとしたものです。

解説

1 第1項関係

無担保保険の保険関係であって、創業関連保証（創業者の創業又は創業によ

り行う事業に要する資金に係る債務保証)を受けた創業者たる中小企業者について、中小企業信用保険法に定める無担保保険の限度額 8 千万円の枠内で 1 千万円の保険限度額を規定しています。

2 第 2 項関係

創業を行おうとする個人は中小企業信用保険法上の中小企業者でないため、その者に係る保証が信用保険に付保されるよう、中小企業信用保険法上の中小企業者とみなすことについて規定しています。

3 第 3 項関係

無担保保険に係る保険価額に対する保険金の額の割合(てん補率)について、廃業経験を有する創業者に係るものの引上げ(80% 90%)を規定しています。

廃業経験者による再起業は、残債が存在した場合に採算性を確保することが困難である等の理由から代位弁済となる確率が高いと考えられています。代位弁済となった場合、填補されない分は基本的に信用保証協会の自己負担となります。こうした代位弁済リスクが高いことから廃業経験者による創業のための資金調達に支障を来すことが考えられ、各信用保証協会の保証態度が慎重化するおそれがあります。したがって、てん補率を引き上げることにより、保証協会の負担軽減を図り、当該中小企業者に対する積極的な債務保証を促そうと考えたものです。

今回の措置においては、過去に経営状況の悪化により個人事業者として又は会社経営者として廃業経験のある者が、再度個人事業者として又は会社を設立して起業する又はした場合を対象とすることとしており、4つの類型が存在します。

類型		規定	
個人事業	一月以内に再起業の計画を有する	一号イ	同法二条一八項一号
個人事業	すでに再起業している	一号イ	同法二条一八項二号
個人事業	二月以内に再起業の計画を有する	一号イ	同法二条一八項三号
会社	すでに再起業している	一号ロ	同法二条一八項四号

債務保証の申込みは、過去に行った事業の廃止又は解散の日から 5 年以内に行う必要があります。

4 第4項関係

創業関連保証を受けた者一人について、無担保保険の限度額を政令において定めることを規定しています。創業者についても、政令においては、創業後一定の期間が経過すれば、事業実績のある一般の中小企業者と変わらないことから、無担保保険の合計の限度額を8千万円としています（令6条）。

5 第5項関係

無担保保険の創業関連保証に係るものの保険料率の引下げについて、規定しています。具体的には、創業関連保証については、次の保険料率が適用されます（令7条）。

本法に基づく特例：0.29%

第三十四条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）の保険関係であって、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第十六項の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第三項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であって、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる

第三条第二項	百分の七十	百分の八十
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十六項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第三項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）
	保証をした額	保証をした額（特殊保証の場合は限度額）
	借入金の弁済（手形の割引の場合は、手形の支払）	特定信用状発行契約に基づく債務の弁済
第三条第三項	借入金（手形の割引）	場合における前項に規定する中小企業者の

四項	引の場合は、手形の割引により融通を受けた資金)は、中小企業者	外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者
第五条	弁済(手形の割引の場合は、支払。以下同じ。)	弁済
	借入金(手形の割引の場合は、手形債務。以下同じ。)、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)又は特定支払債務	特定信用状発行契約に基づく債務
	百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)	百分の八十
第五条第一号及び第三号並びに第八条第一号及び第三号	借入金又は社債に係る債務	特定信用状発行契約に基づく債務

趣旨

本条は、国内中小企業者の海外事業展開を支援するため、国内企業の外国関

係会社の現地資金調達円滑化のために国内中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務に対する中小企業信用保険法の特例を規定したものです。

解説

中小企業信用保険法第3条第1項に規定されている普通保険の保険関係においては、当該保険の対象となる信用保証協会の保証債務を中小企業者の金融機関からの借入れに係る債務を保証した場合における当該保証債務に限定していません。本制度では中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務を保証した場合における当該保証債務を普通保険の対象とし、中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務を借入れにかかる債務とみなして、中小企業信用保険法第3条及び第4条から第8条までの規定を適用することとします。また、適用に当たっては、保険価額の上限を別枠化するとともに、信用保証協会による取組を支援する観点からてん補率を80%に引き上げることを規定しています。

第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であって、経営資源活用関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定経営資源活用新事業計画に従って行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十五条第一項に規定する経営資源活用関連保証（以下「経営資源活用関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営資源活用関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

	当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三 第二項	当該保証をした	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であって、経営資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十二条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従って行われる経営資源活用新事業に必要な資金（以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であって、経営資源活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、経営資源活用関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

趣旨

本条は、経営資源活用新事業の認定を受けた中小企業者が認定事業を行うために必要な資金について、中小企業信用保険に係る保険限度額の別枠化、新事業開拓保険の付保限度額の増額、てん補率の引上げ、保険料率の引下げを内容とする特例について、規定したものです。

未利用の経営資源を活用し新たな取組みを行う中小企業者については、資金調達に際し担保や保証人を提供することが困難な場合が多く、事業実施のための資金調達に支障を来すことが考えられます。また、新事業を行う場合には通

常より多くの資金が必要となることが考えられます。このため、中小企業信用保険法の特例措置を講じ、信用保証協会の保証を促進し、中小企業の資金調達の円滑化を図ることとしたものです。

解説

1 第1項関係

中小企業信用保険法の普通保険、無担保保険または特別小口保険の保険関係であって、経営資源活用関連保証（認定経営資源活用新事業計画に従って行われる事業に係る資金に対する債務保証）を受けた中小企業者に関するものについて、認定経営資源活用新事業計画に従って行われる事業に必要な資金に関し、中小企業信用保険法に定めるのと同額の付保限度額の別枠を設けることについて、規定しています。

これによって、すでに通常の保険限度額まで信用保険を利用している者についても、その者に関する経営資源活用関連保証であれば、それぞれの保険に応じた限度額と同額の利用ができることとなります。

2 第2項関係

新事業開拓保険は、リスクが高く、多額の資金を必要とする中小企業者の新事業開拓について、信用保険の面から支援するために設けられた制度です。

本項では、認定経営資源活用新事業計画に従って行われる事業のうち、研究開発等に係る資金の調達を円滑にするため、新事業開拓保険の付保限度額の特例を設けたものです。

具体的には、次の措置が講じられます。

	通常限度額	経営資源活用新事業の認定を受けた場合
新事業開拓保険	2億円（一般）	3億円
	4億円（組合）	6億円

3 第3項関係

普通保険に係る保険価額に対する保険金の額の割合（てん補率）について、経営資源活用関連保証に係るものの引上げ（70% 80%）を規定しています。

経営資源活用新事業計画の認定を受けた中小企業が行う事業は、通常よりもリスクが高いと考えられ、各信用保証協会の保証態度が慎重化するおそれがあります。したがって、てん補率を引き上げることにより、保証協会の負担軽減を図り、当該中小企業者に対する積極的な債務保証を促そうと考えたものです。

4 第4項関係

普通保険、無担保保険および特別小口保険の経営資源活用関連保証に係るものの保険料率の引下げについて、規定しています。

具体的には、経営資源活用関連保証については、次の保険料率が適用されま
す（令8条）。

本法に基づく特例：普通保険	0.41%
無担保保険	0.29%
特別小口保険	0.19%

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第三十六条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関(以下この条において「貸与機関」という。)が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業(以下この条において「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であって、認定経営資源活用新事業計画に従って同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用权(同条第七項に規定するプログラム使用权をいう。)に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用权につき貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

趣旨・解説

経営資源活用新事業計画の認定を受けた中小企業者による雇用創出等を通じた産業再生を促すうえでは、これらの者の脆弱な資金調達力を補完することが重要です。とくに、小規模企業者については、経営資源活用新事業を実施するための設備資金の調達は重要です。そこで、本条は、経営資源活用新事業計画の認定を受けた中小企業者であって、小規模企業者等設備導入資金助成法の小規模企業者等であるものについては、同制度の特例（無利子貸付の貸付割合を所要資金の2分の1から3分の2への引上げ）を設けることについて、規定したものです。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 創業者(第二条第十四項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。)が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 創業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす

趣旨

本条は、創業者または認定を受けた経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する中小企業者が、株式発行等による直接金融形態の資金を必要としている場合に該当資金の調達の円滑化を図るため、中小企業投資育成株式会社法による中小企業投資育成株式会社の投資事業の特例について、規定したものです。

解説

1 第1関係

(1) 設立投資

中小企業投資育成株式会社法における設立投資の対象者は、資本の規模が3億円以下の株式会社を設立しようとする者とされているものを、次の者に対しては、資本金が3億円を超える会社を設立しようとする場合にも対象とするものです。

2条18項に規定する創業者（同項2号および4号に規定する創業者にあつては、中小企業に限る）

中小企業者であつて認定経営資源活用新事業計画に従つて事業を営む者

(2) 一般投資

中小企業投資育成株式会社法における一般投資の対象者は、資本金の規模が3億円以下の株式会社とされているものを、次の者に対しては、資本金が3億円を超える場合にも対象とします。

2条18項に規定する創業者である中小企業者

中小企業者であつて認定経営資源活用新事業計画に従つて事業を営む者

2 第2項関係

本条1項に基づいて中小企業投資育成株式会社が行う投資事業の基本的性格が中小企業投資育成株式会社法5条1項1号および2号の事業と同種のものであることを踏まえ、みなし規定を置いています。

中小企業投資育成株式会社法においては、同法5条1項1号および2号の事業対象となった事業者は、同時に中小企業投資育成株式会社の追加投資事業（同項3号）、コンサルテーション事業（同項4号）等の対象となる仕組みとなっています。本項のみなし規定により、前項の規定により投資事業の対象となった者についても、中小企業投資育成株式会社が行う当該追加投資事業・コンサルテーション事業等の対象としています。

(認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。

<p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項に規定する特定補助金等の交付を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者</p>	<p>第三十五条第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条</p>
<p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であって、同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を実施するもの</p>	<p>第三十六条</p>
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第六号の助成を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該助成に係る同法第二条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者</p>	<p>第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条及び第三十七条</p>

趣旨・解説

本条は、新たに都道府県知事による経営資源活用新事業計画の認定を受けなくても、以下の者を認定された経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する者とみなすことについて、規定したものです。

- (1) 中小企業事業革新制度(SBIR制度)に基づく技術開発補助金・委託費等(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項の特定補助金等)の交付を受け、当該成果を活用した事業活動を行う中小企業者
- (2) 経営革新計画(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項)を作成し、知事等による承認計画に従い経営革新のための事業を行う中小企業者
- (3) 中小機構による助成金(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条

第1項第6号に掲げるもの)の交付を受け、当該助成により経営革新を行う中小企業者

一定の中小企業者関連法に基づく支援を既に受けていることにより、当該中小企業者が経営資源の有効活用による新事業開拓を行っていると考えられるものについては、本法における支援対象としてみなすことが適切であると考えられます。

(新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮)

第三十九条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項に規定する国等は、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であって新事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

趣旨・解説

本条は、官公需において新事業の開拓の成果を有する中小企業者の受注機会の増大に配慮する旨の国等の努力について、規定したものです。

創業および中小企業者による新事業の開拓を促進するためには、資金面において支援を行うのみならず、新事業の開拓の成果に係る需要の開拓を促進する必要があります。

第2節 中小企業承継事業再生の円滑化（第39条の2 - 第39条の6）

（中小企業承継事業再生計画の認定）

第三十九条の二 特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画（以下「中小企業承継事業再生計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小企業承継事業再生の目標
- 二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
- 三 承継事業者に関する事項
- 四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標
- 五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期
- 六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十九条の四までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であって、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該中小企業承継事業再生計画が基本指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。

四 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

6 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。

7 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

8 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

要旨

中小企業承継事業再生計画についての認定の申請、要件、行政庁の同意等に関して規定しています。

解説

(1) 認定の申請（第1項関係）

中小企業承継事業再生は、事業を承継させる特定中小企業者と、当該事業を承継し、その担い手となって収支改善等を図る承継事業者が共同で行う事業活動です。そのため、両者が共同で認定の申請を行うこととしています。

また、申請時には承継事業者が設立されておらず、計画によって承継事業者を設立する場合に対応するため、特定中小企業者と「承継事業者となる法人を設立しようとする者」が申請者となることも可能としています。新設分割を用いる場合など、特定中小企業者自身が「承継事業者となる法人を設立しようとする者」となることも想定されるため、この場合は、中小企業者が単独で申請を行うこととなります。なお、「法人を設立しようとする者」とは、発起人になる者を指しています。

申請期間については、産活法の廃止を含めた見直し規定を踏まえ、他の計画類型と同様に平成28年3月31日までと設定しています。

(2) 義務的記載事項（第2項関係）

中小企業承継事業再生の目標（第1号）

中小企業承継事業再生により、現状では事業が喪失するという状況を脱

し、安定的な事業継続を可能とする状況としていくことについて、その目標の概略を記載します。

特定中小企業者の業務及び財産の状況に関する事項（第2号）

特定中小企業者の財務の悪化状況やその経緯等を把握するため、業務、財産の状況を記載します。特に、財務状況を示す指標としては、第2条第21項の部分で記載した有利子負債キャッシュフロー比率や経常収支等の財務諸表上の指標を用います。

承継事業者に関する事項（第3号）

事業の強化を図る主体となる承継事業者について、名称、組織概要、役員氏名、資本金、出資者構成、事業内容、有する許認可等の地位等を記載します。承継事業者を新設する計画の場合は、設立予定の承継事業者に関する同様の情報を記載することとなります。

中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標（第4号）

承継した事業の強化の程度について、有利子負債キャッシュフロー比率の圧縮の程度や経常収支の改善の程度について、財務諸表上の指標を用いて記載します。その他にも例えば集客増を目指すような、事業上の改善点についても、可能な限り具体的に記載します。

中小企業承継事業再生の内容及び実施時期（第5号）

第二会社方式による事業の再生は、（ア）旧会社が行う承継による負債等からの切り離し、（イ）第二会社が行う承継後の事業の強化、の双方を計画内容として記載します。

（ア）については、移転させる資産（事業用不動産・設備、のれん（営業権）、売掛債権等）及び負債（買掛債務、有利子負債等）の内容を記載することとなります。具体的には、承継前後のバランスシートの推移を記載することとなります。（イ）については、承継後の収支改善策の内容等を記載します。

中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法（第6号）

事業の承継時に必要な対価の額、承継後に必要な資金の額（設備の更新や当面の運転資金等）と、その資金調達方法を記載します。

中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項（第7号）

計画の実施により承継事業者に労働契約が移転される従業員数やその推移等について記載します

(3) 任意的記載事項(第3項関係)

特定中小企業者が有する許認可等に基づく地位のうち、承継事業者が承継しようとするものがある場合、申請書に当該地位を記載します。この記載がある場合は、認定に当たり行政庁の同意が必要となる(第5項)とともに、許認可等の承継の特例の対象となります(第39条の4第2項)。

承継の特例の対象となる許認可等については、以下の業種となります。

- ・一般建設業の許可・特定建設業の許可(建設業法第3条)
- ・旅館営業の許可(旅館業法第3条)
- ・一般貨物自動車運送事業の許可(貨物自動車運送事業法第3条)
- ・一般旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条)
- ・火薬類の製造の許可・火薬類の販売営業の許可(火薬類取締法第3条及び第5条)
- ・一般ガス事業の許可・簡易ガス事業の許可(ガス事業法第3条及び第37条の2)
- ・熱供給事業の許可(熱供給事業法第3条)

なお、許認可等の承継の特例の対象業種については、当該特例についてのニーズを踏まえ、随時更新していきます。

(4) 認定要件(第4項関係)

基本指針に照らし適切であること(第1号関係)

第3条部分に記載した基本指針の内容に照らして審査します。

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第2号関係)

具体的には以下の事項の要件を満たしているかについて審査することとなります。

許認可等に関する事項

事業が行政庁の許認可等に関わる場合、第二会社はその許認可等を得られる者であることが、計画の実施に不可欠です。したがって、

- ・第二会社が既に許認可等を取得している
- ・第二会社が許認可等を取得する見通しがある(既に手続きを開始している等)
- ・本法案で規定する許認可等承継の特例によって対応する場合には、

所管行政庁から同意が得られる
ことを要件とします。

）資金調達に関する事項

承継事業者の概要（第2項第3号） 資金調達計画（同項第6号）等から、計画の実施に必要な資金（事業対価、運転資金等）が確保されていること、資金規模が第二会社の規模に比して過剰でないこと等を要件とします。

）公正な債権者調整プロセスに関する事項

本計画は、再生局面における債権放棄を伴う計画であることを踏まえ、公正な債権者調整を行っているかが重要であるため、以下の から までのいずれかのプロセスを経ていることを要件とします。

中小企業再生支援協議会
事業再生 ADR
RCC 企業再生スキーム
企業再生支援機構
私的整理ガイドライン
民事再生法、会社更生法に規定する手続

）その他の事項

上記) のプロセスは私的整理と法的整理に分けられますが、私的整理のプロセスでは、債権が原則毀損しない一般債権者を除く金融債権者から、計画への同意を得ることが必要となりますが、法的整理の民事再生法又は会社更生法のプロセスを経ている場合には、再生計画認可の決定の確定又は更生計画認可の決定をもって、「計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる」と判断できるため、下記) における取引先事業者に係る取扱いと同様に、金融債権者を含め、債権が毀損する債権者から改めて同意を得る必要はありません。

また、上記以外にも、計画は個々の事業者の置かれた状況によって様々であるため、その他の個別事情も踏まえつつ審査します。

例えば、事業の実施に不可欠な資産（旅館業における旅館の土地・建物、建設業における建設機材等）を第二会社に移転しない計画、従業員のノウハウが重要な業種であるにも関わらず従業員が殆ど移転されない計画、現在開発中の技術により特許を取得できなければ実現しない計画

など、個別に疑義が生じる事情があれば、それぞれの事情を精査し、審査することとなります。

経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと（第3号関係）
事業再生に当たり、経営資源の過度な散逸がないことを審査します。具体的には、以下の から までをすべて満たすことを要件とします。

特定中小企業者において特定中小企業者から承継事業者に承継する事業に従事していた従業員のおおむね80%を、承継事業者が承継すること

承継事業者が、当該承継事業に従事している従業員の雇用の安定に努めること

承継事業者が、承継する事業に係る特定中小企業者の有する経営資源のうち重要な設備その他の当該承継事業の継続に不可欠なものを適切に取得すること

ただし、 については、承継事業者が、承継する事業と同種の事業を営んでいる場合であって、かつ、当該事業に係る従業員を削減する場合は、その削減した人数を、承継した従業員から削減した人数として計算します。

従業員の地位を不当に害するものでないこと（第4号関係）

従業員の意向を無視したりストラによって従業員の地位を不当に害するケースが発生することも想定されるため、以下の から までの事項その他必要な事項について、労働組合等と協議により話し合いを行ったこと、かつ、中小企業承継事業再生計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮があることを要件とします。

中小企業承継事業再生計画の主たる目的が従業員の削減でないか

承継事業の選定が恣意的でないか

第二会社に移行しない労働者がいる場合、その選定が恣意的でないか、その後の雇用の安定には十分な配慮があるか

第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないか

特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと（第5号関係）

承継事業者への事業の移行により、特定中小企業者の取引先事業者における売掛金債権の毀損や、一方的な取引先事業者への支払放棄により、当該取引先事業者の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、事業を承継する際に、特定中小企業者の取引先事業者の有する売掛金債権等の全部又は一部が毀損するものでないことを要件としています。ただし、当該取引先事業者の同意がある場合又は民事再生法に規定する再生計画若しくは会社更生法に規定する更生計画に基づき作成された計画である場合は、売掛金債権等が毀損する場合であっても、当該要件を充足することとします。

(5) 行政庁の同意 (第5項関係)

中小企業の事業再生の局面においては、許認可等の再取得に係る問題が重要です。しかし、他方で、各許認可等の根拠法令において必要な要件を満たさない場合には、当該許認可等が承継されることは、公共の福祉の観点からふさわしくありません。そこで、承継事業者が当該許認可等を有するに値するかを審査するため、計画に特定許認可等の種類の記載があった場合、認定に当たり、当該特定許認可等をした行政庁の同意を得ることとしています。

(6) 行政庁による情報収集 (第6項関係)

第5項に規定する行政庁の同意に関して、当該同意に係る審査の迅速化の観点から、当該行政庁は、情報の提供者である主務大臣に加え、申請者に対しても情報を求めることができることとしています。

(7) 同意の判断基準 (第7項関係)

行政庁は、協議を受けた場合、承継事業者が許認可等の地位を得ることが適切か否かを判断し、同意するかどうか判断する規定です。当該同意が得られない場合は、計画が認定されないこととなります。

(8) 政令委任 (第8項関係)

第5項から第7項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項を政令に委任する規定です。具体的には、政令において特定許認可等に係る行政庁が第7項に規定する同意に必要な書類を定める等の規定を置いております。

(中小企業承継事業再生計画の変更等)

第三十九条の三 前条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従って設立した承継事業者となる法人

を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。)は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による変更の認定の申請及び前項の規定による変更の届出は、認定中小企業承継事業再生事業者が、共同で(当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であって、当該中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で)行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。)に従って承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。
- 4 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならない。
 - 一 主務大臣が前条第五項の規定により行政庁の同意を得てした同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更 当該行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。)
 - 二 新たに特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁
- 5 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生事業者が当該認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定中小企業承継事業再生事業者に対して、当該認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

7 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用し、同条第六項から第八項までの規定は、第四項の同意に準用する。

要旨

主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画の変更、主務大臣による認定取消し等に関する規定です。

解説

(1) 計画変更の認定(第1項~第3項、第7項関係)

第1項前段では、計画変更に関し、改めて主務大臣の認定を要することを規定します。その際、第39条の2第4項の認定要件を準用します(第7項)。

第3項前段では、その変更認定の申請を、認定中小企業承継事業再生事業者(第39条の2第1項において認定を受けた者に、「計画に従って設立される承継事業者となる法人」も含めた定義。)が「全員で」行うこととしています。

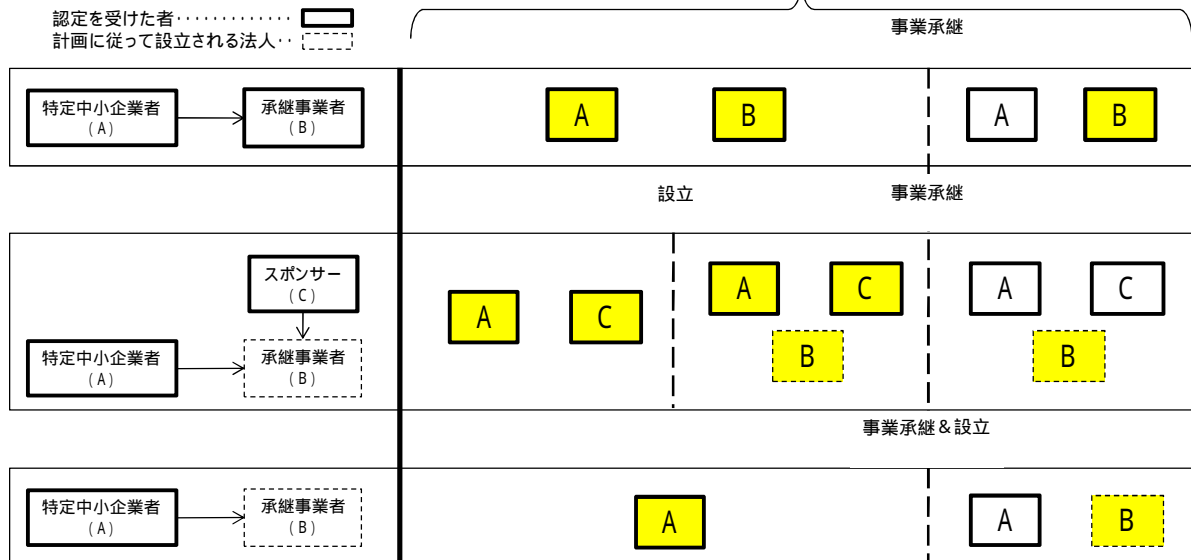
一方、事業の承継後は、計画変更の内容も承継事業者が行う事業強化の取組に限られるため、計画変更の主体は以下の図のとおりとなります。

なお、第1項ただし書き及び第2項では、主務省令で定める軽微な変更に関しては、届出のみで足りることとしています。具体的には、特定中小企業者及び承継事業者の社名の変更等、改めて計画変更の認定の手続をとることが不要と認められるものを届出の対象とします。

計画変更の主体

・各時点で存在する認定承継中小企業再生事業者の全員が計画変更主体となる。
 ・ただし、事業承継後は承継事業者のみで計画変更を行うことができる。

⇒ 計画変更主体



(2) 行政庁の同意手続 (第4項、第7項関係)

計画の変更により、行政庁が同意をした前提が変わる可能性があるため、行政庁の同意を得て認定を受けた計画については、改めて行政庁の同意を得なければならないこととしています。この際、行政庁の情報収集、同意基準等については、第39条の2第6項から第8項までの規定を準用します。また、事業の承継により許認可等に基づく地位が承継された後の計画の変更については、行政庁の再度の同意は不要となります。

(3) 認定の取消し等 (第5項、第6項関係)

認定計画を遂行していない場合 (第5項) 又は、社会経済環境の変化等により、計画が認定要件に適合しなくなったと認める場合 (第6項) には、当該認定が取り消される場合があります。ただし、社会経済環境の変化等により、計画が認定要件に適合しなくなったと認められる場合は、取消しの前に主務大臣から計画変更の指示を行うことがあります。

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第三十九条の四 認定中小企業承継事業再生計画に第三十九条の二第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかか

- ならず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。
- 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
 - 3 主務大臣は、第一項の規定により承継事業者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならない。
 - 4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

要旨

認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の承継が行われた際の、特定許認可等に基づく地位の承継、主務大臣に対する報告義務、主務大臣から行政庁への通知等を規定しています。

解説

(1) 特定許認可等に基づく地位の承継（第1項関係）

第2項では、認定中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継した承継事業者は、当該許認可等の根拠法令の規定にかかわらず、特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継することを規定しています。この場合における許認可等に基づく地位の承継とは、特定中小企業者が有する特定許認可等の地位に係る一切の権利義務を指します。例えば、当該許認可等を有していることに基づき認可を受けている事業計画や罰則点等も承継事業者に承継されることとなります。

(2) 承継事業の承継時の主務大臣への報告（第2項関係）

中小企業承継事業再生計画は、大きく（ア）承継時の負債等からの切り離し、（イ）承継後の収支改善等の2つのフェーズに分けられます。このうち、（ア）は、事業の承継時点で完了するものであり、計画の実現に特に重要な地位を占めるものと考えられます。そのため、通常の実施報告とは別に、事業の承継後、認定した計画のとおり事業が承継されているかについて、会計帳簿等を添付して主務大臣に報告することとなります。なお、この報告により、計画に従って措置していないことが判明した場合には、第39条の3第5項の規定に基づき、認定が取り消される場合があります。また、報告を

怠った場合には罰則の対象となります（30万円以下の罰金）。

（3） 行政庁への通知（第3項関係）

許認可等の承継の特例を用いて、事業の承継とともに特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合には、主務大臣に行った報告について、主務大臣から行政庁へ通知することを規定しています。

（4） 政令委任（第4項関係）

特定許認可等の地位の承継に関し必要な事項を政令に委任する規定です。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十九条の五 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、中小企業承継事業再生関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。)を受けた中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く。)に限る。)に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証(以下「中小企業承継事業再生関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三第二項	当該保証をした	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

要旨

認定中小企業承継事業再生計画を実現するために必要な資金供給を円滑化するため、中小企業信用保険法の特例を規定しています。

解説

(1) 信用保険法の特例

認定中小企業承継事業再生計画の実施には、事業対価、承継後の事業強化のための設備資金、運転資金等が必要となると考えられます。しかし、経営破たんに至った経緯も踏まえ、民間金融機関が融資に躊躇する実態があるため、承継事業者の信用力を補完することが必要であり、本特例を措置します。なお、特例の対象は、承継事業者が既存事業者である場合に限定しています。これは、既存事業者の場合は通常の保険枠を利用済みの可能性がある一方、計画により新設される承継事業者の場合は、未利用の通常の保険枠によって対応可能であると考えられるためです。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十九条の六 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社(承継事業者に限る。)が認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発

行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

要旨

認定中小企業承継事業再生計画を実現するために必要な資金供給を円滑化するため、中小企業投資育成株式会社法の特例を設けています。

(1) 中小投育法の特例

承継事業者が出資として資金調達する場合、借入れよりも一層の財務健全化が図られ、事業再生の実現性が高まると考えられます。一方、資金提供者側のリスクが高く、その調達は容易ではないため、中小企業投資育成株式会社の出資機能を活用しやすくします。そのため、中小企業投資育成株式会社が、

資本金が3億円を超える承継事業者の設立に係る株式の引受、保有（第1項第1号）

資本金が3億円を超える承継事業者が発行する株式等の引受、保有（同項第2号）

を行うことができることとし、それぞれ中小投育法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみなすことを規定します（第2項）。

第3節 中小企業再生支援体制の整備（第40条 - 第47条）

（中小企業再生支援指針）

第四十条 経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、経営資源活用新事業その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的かつ効果的に支援するとともに、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針（以下「中小企業再生支援指針」という。）を定めなければならない。

2 中小企業再生支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項
- 二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項
- 三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項
- 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、中小企業再生支援指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

要旨

中小企業の再生支援に関して、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する中小企業再生支援指針の規定、及びその内容等について規定しています。

解説

（1）中小企業再生支援指針（第1項関係）

中小企業再生支援指針は、国、地方公共団体等が行う中小企業の活力の再生のため支援措置に関する基本的な指針です。

資源生産性革新は生産性向上を図る手法であることから、「その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業者」の例示に位

置づけています。また、中小企業承継事業再生は、既存の「中小企業の事業の再生」の一形態と捉えられるため、「中小企業承継事業再生その他の事業活動を通じた中小企業の事業の再生」と規定しています。

(2) 中小企業再生支援指針の内容(第2項関係)

第一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

中小企業の活力の再生支援に当たって重要となる ~ の基本的事項を記述します。

地域経済に大きな影響力を持つ中小企業の活力の迅速かつ確実な再生支援

多種多様かつ地域性も強い中小企業の特徴を踏まえたきめ細やかな対応
企業再生には早期発見、早期着手が重要であるため、早期の事業の見直しなどの取組の支援

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)商工会及び商工会議所等の相互連携と、金融機関を含む地域の関係者の連携

第二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

支援主体ごとに、中小企業に対して行う支援業務の内容を体系的に記述します。

国が講ずべき支援措置

政府系金融機関による金融支援、信用保証の活用による資金供給の円滑化、再生支援や経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業・販路開拓、海外事業展開の支援など、中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施します。また、施策情報のわかりやすい提供を図ります。

地方公共団体が講ずべき支援措置

国との適切な役割分担を踏まえ、中小企業支援策を実施するものとします。

中小企業基盤整備機構が講ずべき支援措置

機構内に、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務について、認定支援機関に対し助言を行う部署を設置するとともに、認定支援機関に対し助言を行うことなどを規定します。また、中小企業向け再生ファンドへの出資事業を通じて、再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図ります。さらに、中小企業大学校において、認定支援機関等の職員等に対する研修を行います。

認定支援機関が講ずべき支援措置

中小企業再生支援協議会の決定又は助言にのっとり、当該地域の中小企業の特性を十分に踏まえつつ、中小企業再生支援業務を適切かつ確実にを行います。

そして、過剰債務等により財務状況の悪化、生産性の低下等が生じている中小企業を対象に、必要に応じて再生計画の作成及び実行に係る支援を行います。また、再生計画の作成支援に当たっては、弁護士、中小企業診断士等の外部専門家を有効に活用するとともに、取引金融機関等の協力を得ます。

さらに、政府系金融機関と民間金融機関等の効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努めます。

中小企業承継事業再生計画の申請案件について、必要に応じて認定支援機関が中小企業基盤整備機構に助言を求めることとする規定を置くとともに、認定支援機関が、中小企業承継事業再生計画を申請する事業者への必要な支援を行うことに努めることとします。

第三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

それぞれの支援主体ごとに、支援体制の構築について講ずべき措置を記述します。

国が整備する支援体制

中小企業再生支援協議会の設置等の適切な支援体制が構築されるよう資金の確保に努めます。また、地方公共団体、機構、認定支援機関及び必要に応じて株式会社整理回収機構との連携を図ります。

地方公共団体が整備する支援体制

国、機構、認定支援機関及び区域内の各種中小企業支援機関との連携を図ります。

中小企業基盤整備機構が整備する支援体制

認定支援機関がより効果的に中小企業再生支援業務を行うことができるよう、次に掲げる支援体制の整備を図ります。

- ・認定支援機関の知識・ノウハウ等の収集、分析、成功事例のデータベース作成等による成果の普及
- ・認定支援機関の活動状況の収集・分析
- ・認定支援機関との定期的な会議の開催
- ・土業団体、金融機関等、関係機関との連携

また、機構が、情報管理について秘密保持の体制整備を行うこととします。

認定支援機関が整備する支援体制

国、地方公共団体及び各種の中小企業支援機関等と相互に連携して、中小企業再生支援業務を適切かつ確実にを行うことができる体制を構築します。また、金融関係者、地域の中小企業支援機関の代表者、中小企業再生支援業務に関する専門家等から構成される中小企業再生支援協議会を設置します。

そして、企業再生に係る専門家を複数名配置し、幅広く中小企業者の相談を受けます。さらに、認定支援機関の支援機能や人材、ノウハウに加え、機構の助言機能や企業再生に係る専門的知識と経験を有する外部人材を活用し、柔軟な支援体制を構築します。

認定支援機関は支援の実施に当たり、機構と連携を密にし、必要に応じて助言等を要請し、効果的に中小企業再生支援業務を行うように努めます。さらに、中小企業承継事業再生計画の特例である許認可等の承継にあたり、専門家の活用を中小企業者に促します。

第四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

中小企業の活力の再生支援に当たって配慮すべき重要事項を記述します。

適切なフォローアップ

個々の中小企業ごとの支援措置のフォローアップと情報管理を適切に行うため、機構及び認定支援機関内に一元的かつ継続的な記録の体制を構築します。

再生支援の専門人材・知見の充実

国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の再生支援を行う専門家等の育成・強化のため、研修カリキュラムの充実等を図ります。また、認定支援機関においては、機構と連携し、専門家など地域の人材を有効に組み合わせ活用し、中小企業の再生に関する知見の蓄積を図ります。

中小企業再生支援協議会の実施に係る周知の必要性

国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生を支援するための業務について、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより、中小企業者や金融機関等に対し周知徹底を図り、中小企業者が本事業を活用し、再生に向けた努力を行うよう促します。

雇用への配慮

中小企業が再生に向けた取組を実施するに当たっては、その雇用する従業員の理解と協力を得ることが取組の実効をあげる上で重要であることにかんがみ、認定支援機関その他の中小企業支援機関は、その周知を図るとともに、再生を図る中小企業がその従業員の失業の予防その他雇用の安定に配慮するよう促し

ます。

(3) 第3項から第5項関係

中小企業再生支援指針の制定、変更時の手続等について規定しています。

(認定支援機関)

第四十一条 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人であって、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号八の地域において、次の業務を行うものとする。

一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

イ 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は経営資源活用新事業

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生

二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、前号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第四十七条に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第四十八条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

4 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 事務所の所在地
- 三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者
- 四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項
 - イ 中小企業再生支援業務の内容
 - ロ 中小企業再生支援業務の実施体制
 - ハ 中小企業再生支援業務を行う地域
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
- 5 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

要旨

認定支援機関の認定、当該機関の行う再生支援業務、認定の際の手續等について規定しています。

解説

(1) 認定支援機関(第1項関係)

中小企業者の個別具体的な情報に触れるため、認定支援機関の選定は、公平性や中立性といった観点から厳密に行われる必要があるものの、その地域における経済や中小企業の実情に精通していることが求められます。

このような公平性・中立性と、地域経済との繋がりなどの専門性との双方を有している者として、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第7条第1項に規定する指定法人を抽出し、これらの者に、その申請に応じて中小企業再生支援業務を行わせることについて、規定しています。

(2) 認定支援機関の業務(第2項関係)

認定支援機関は、産活法に規定する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、経営資源活用新事業、中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生を図る中小企業者を対象として、必要な指導、助言、研修又は調査等を行うことについて、規定しています。あわせて、中小企業者への支援の体制をより効果的なものにするため、中小企業者の経営の改善を支援する事業を行う者への研修も行うことについても、規定しています。

また、機構の業務として、再生支援出資を行う投資事業有限責任組合への出

資事業の適切かつ効率的な業務執行を可能にするため、当該組合が事業を行う地域の経済状況に精通していると考えられる関係認定支援機関に対し、機構からの委託に基づき必要な調査を行うことができる旨を規定しています。

(3) 認定申請の際の記載事項等(第3項関係)

第1号及び第2号は、認定支援機関となる法人を特定するために必要な基本的事項です。

第3号は、次の理由により記載事項として規定しています。同号に記載のある中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議するほか、同協議会の決定を受けた中小企業再生支援事業に係る借入れは中小企業信用保険法の特例の対象となる等、認定支援機関内において重要な役割を担います。このような会議体を真に実行あるものにするためには、当該会議体の委員の専門性・公正性を担保するために、その委員構成についてチェックが必要であると考えられます。

第4号は、中小企業再生支援業務の内容、実施体制、業務を行う地域等からなる中小企業再生支援業務についての要綱を記載することとしています。

(4) 変更の届出(第4項関係)

認定を受けた事項について変更がある場合でも、各認定支援機関の柔軟かつ機動的な対応の足かせとならないよう、認定支援機関は、認定申請の際に届けた内容を変更する際は、事前に経済産業大臣に届け出ることと足りることとしています。

また、軽微な変更であれば届出も不要とし、認定支援機関の機動性に配慮しています。

(中小企業再生支援協議会)

第四十二条 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。

- 2 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもって組織する。
- 3 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。
- 4 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があったときも、同様とする。

- 5 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。
- 6 前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

要旨

認定支援機関内に外部の有識者等からなる中小企業再生支援協議会を設置し、協議会に業務の遂行に関する重要事項について審議、決定させることにより、多種多様な案件に迅速かつ確実に対応できるようにすることについて、規定したものです。

解説

(1) 第1項から第3項及び第6項関係

中小企業再生支援協議会の構成員、任命手続等の会議体の運営に関する基本的な事項について、規定しています。

(2) 第4項関係

委員の任命及び変更があった場合には、経済産業大臣に届け出なければならない旨について、規定しています。

(3) 第5項関係

中小企業再生支援協議会の行う次の業務について、規定しています。

認定支援機関が行う業務の遂行に関する重要事項についての審議及び決定

認定支援機関が行う業務に関する専門的な助言

特に については、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務がより効率的・効果的に中小企業の活力の再生に資するものであることを担保するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業再生支援業務の要綱を具体化し、当該業務の具体的内容、実施体制の確保その他の業務の遂行に関する重要な事項について、中小企業再生支援協議会が審議及び決定を行うものとしています。

(秘密保持義務)

第四十三条 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあった者は、中小企業再生支援業務に関して知り

得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務（同号口に掲げるものに係るものに限る。以下この項において単に「業務」という。）を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報に関しては、適用しない。

（改善命令）

第四十四条 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十五条 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

要旨

認定支援機関の秘密保持義務、当該機関が中小機構からの助言を受ける場合において、中小機構に対して必要な情報提供を可能とする秘密保持義務の例外規定、当該機関への改善命令、変更の取消しを規定しています。

解説

（１）秘密保持義務（第４３条第１項関係）

認定支援機関の役職員及び中小企業再生支援協議会の委員は中小企業者の内部情報に触れる可能性があるため、相談者の保護の観点から秘密保持義務について規定しています。

（２）秘密保持義務の例外（第４３条第２項関係）

風評被害等による事業再生の再生可能性の逶減を防ぐため、認定支援機関及び中小企業再生支援協議会に勤務する者には秘密保持の義務を課していません（第１項）。

他方、認定支援機関及び中小企業再生支援協議会全体の質を向上させるため、中小企業基盤整備機構に全国的に特に高いレベルの専門家を配置し、当該機関及び協議会に対する助言を行っています。この取組を効果的に進める

上で、認定支援機関が個別の案件等について真に有効な助言を受けるために、秘密保持義務の例外を規定し、認定支援機関及び中小企業再生支援協議会が中小企業基盤整備機構に対して様々な案件の相談をすることが可能としています。

(3) 改善命令(第44条関係)

認定支援機関の業務は中小企業の再生を左右するものであり、より効果的な事業運営が要求されるものです。このような理由から、必要に応じて、経済産業大臣が認定支援機関に対して業務の改善に関する命令を行うことができることについて、規定しています。なお、認定を受けた事項について変更が生じた場合であって、当該変更の内容に問題等がある場合には、改善命令をもって対応することが可能となります。

(4) 認定の取消し(第45条関係)

中小企業の効果的で迅速な再生という本制度の趣旨を実現するためのツールである認定支援機関の有効性を担保するため、命令に反して違反のあったものについては、認定を取り消すことができることを規定しています。

(中小企業信用保険法の特例)

第四十六条 認定支援機関であって、特定中小企業再生支援事業(中小企業再生支援業務に係る事業であって、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十六条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

要旨

認定支援機関に係る中小企業信用保険法の特例について規定しています。

解説

(1) 中小企業信用保険法の特例

認定支援機関が中小企業再生支援協議会の決定を経た中小企業再生支援事業の実施に必要な資金を民間金融機関から借り入れ、信用保証協会から債務保証を受けた場合において、その認定支援機関を中小企業者とみなして、中小企業信用保険法の普通保険又は無担保保険の規定が適用されます。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務)

第四十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、投資事業有限責任組合(事業再構築、経営資源再活用、資源生産性革新及び中小企業承継事業再生を行う事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。第七十二条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。)であって中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

要旨

機構の、投資事業有限責任組合であって中小企業者に対する投資事業を行う者に対する投資事業に必要な資金の出資の業務を規定しています。

解説

(1) 機構の出資業務

再生ファンド形成促進等のため、事業再構築、経営資源活用、資源生産性革新及び中小企業承継事業再生を図ろうとする中小企業者に対する投資事業を行うファンドへの出資を、機構の業務として規定しています。具体的には、高い収益率や短期的な売買による利益獲得を目的とせず、投資先中小企業の再生を通じて、一定の収益の確保を目的としたファンドに対し、金融機関とともに機構が有限責任組合員として出資することで、その組成の促進を図ります。

ファンドの投資対象としては、経営資源再活用計画、資源生産性革新計画、事業革新設備導入計画、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者とその関係事業者のほか、本法第2条第4項に定義する「事業再構築」の定義に当てはまるような事業再構築を実施する事業者であって(そのような事業再構築を実施するものであれば、「事業再構築計画」の認定を受けている必要はない)、次の条件に当てはまる者とその関係事業者も対象となります(施行令第15条)。

(1) 前事業年度終了の日における純資産額に対する ~ のいずれかの額の割合が2%を超える事業者

- 前事業年度において生じた純損失の額
 - 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額
 - 前事業年度終了の日における欠損の額
- (2) 前事業年度終了の日に債務超過となっている事業者

第6章 雑則

(報告の徴収)

第七十三条 主務大臣は、認定事業者等、認定事業革新設備導入事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者に対し、認定計画等、認定事業革新設備導入計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

要旨

報告徴収について規定しています。

解説

(1) 報告の徴収(第73条第1項関係)

認定を受けた承継事業者は、各事業年度の計画の実施状況をその事業年度の終了後3ヶ月以内に主務大臣に報告することとなります。なお、徴収を受けたにもかかわらず、報告を怠った場合には罰則の対象となります(30万円以下の罰金)。

(主務大臣等)

第七十五条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

十 中小企業承継事業再生計画に関する事項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣

(権限の委任)

第七十六条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

要旨

各計画類型等の「主務大臣」を定めるとともに、その権限を地方支分部局に委任できる旨を定めています。

解説

(1) 主務大臣(第75条第10号関係)

中小企業承継事業再生計画についての主務大臣は、承継する事業に係る事業所管大臣と、中小企業施策を業種横断的に所管している経済産業大臣となります。

(2) 権限委任(第76条関係)

中小企業承継事業再生計画については、主務大臣の権限を、中小企業者にとってより身近な地方支分部局の長に委任することとしています。